## 令和6年度

# 決算審査意見書等説明資料

広島県歳入歳出決算審査意見書 広島県基金運用状況審査意見書 広島県公営企業決算審査意見書 健全化判断比率審査意見書 資金不足比率審査意見書

広島県監査委員

## 目 次

令和6	年月	度広島県歳ん	入歳出決算審査意見	書	(概要)	
第1		い 概要				1
	1	審査の対象	象			1
	2	審査の趣旨	≟			1
	3	審査の実施	施内容			1
第2	2	F査意見 ·	•••••			1
	1	審査の結果	果			1
	2	総括意見				1
	3	留意改善	を要する事項			2
令和6	年月	度広島県基3	金運用状況審査意見	書	(概要)	
1	審到	室の対象 ・				6
2						
3	審征	<b>室の実施内</b> 線	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~			6
4						
5	運用	用の状況 ・				6
令和6			営企業決算審査意見		***	
1	審征	室の対象 ・	•••••			7
2						
3						
4	審征	室の結果 ・				7
	美会計					
< 2	2 >	広島県土地	造成事業会計 …			8
< 3	3 >	広島県流域	下水道事業会計	• • • •		9

令和6	6年度健全化判断	断比率審査意見書(概要)
1	審査の対象・	12
2	審査の趣旨・	12
3	審査の実施内容	容 ······12
4	審査の結果・	12
5	健全化判断比率	率の状況12
令和6	6年度資金不足上	七率審査意見書(概要)
令和 ( 1		北率審査意見書(概要) 13
	審査の対象・	
1	審査の対象 · 審査の趣旨 ·	13
1 2	審査の対象 · 審査の趣旨 · 審査の実施内容	······13
1 2 3	審査の対象 · 審査の趣旨 · 審査の実施内容 審査の結果 ·	·····································

## 令和6年度広島県歳入歳出決算審査意見書(概要)

#### 第1 審査の概要 (意見書 P1)

## 1 審査の対象

広島県一般会計及び広島県証紙等特別会計など11の特別会計

## 2 審査の趣旨

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の審査に当たっては、決算その他関係書類が法令等に適合し、かつ計数は正確であるか、予算は議決の趣旨にのっとり合理的かつ効率的に執行されているか、会計経理事務は関係法規等に準拠して適正に行われているか、財産の管理は適正になされているか、などの点に主眼をおき、広島県監査委員監査基準に準拠して実施した。

#### 3 審査の実施内容

知事から提出された決算書及び附属書類の計数を点検し、 関係諸帳簿及び証拠書類等との照合 確認を行うとともに、関係当局の説明を聴取し、既に実施した監査、検査の結果も参考にして慎重 に行った。

#### 第2 審査意見

#### 1 審査の結果 (意見書 P2)

上記のとおり審査した限り、重要な点において、審査に付された一般会計及び11の特別会計の 歳入歳出決算書及び附属書類は、法令等に適合し、いずれもその計数が正確であると認められた。 また、一般会計及び特別会計に係る予算の執行、会計経理事務の処理、財産の管理などについて は、一部に留意改善を要する事項があるものの、議決の趣旨、関係法令等にのっとり、おおむね適 正と認められた。

#### 2 総括意見 (意見書 P2~4)

## 〇 決算の状況

【一般会計】 (単位:円、%)

区分	令和5年度	令和6年度	増減額	対前年度比
歳 入	1, 163, 022, 651, 446	1, 130, 993, 098, 975	$\triangle$ 32, 029, 552, 471	97. 2
歳出	1, 147, 739, 891, 465	1, 117, 106, 659, 718	△30, 633, 231, 747	97. 3
差引	15, 282, 759, 981	13, 886, 439, 257	△1, 396, 320, 724	90. 9

【特別会計】 (単位:円、%)

区分	令和5年度	令和6年度	増減額	対前年度比
歳 入	560, 320, 097, 870	574, 148, 862, 057	13, 828, 764, 187	102. 5
歳出	550, 684, 706, 531	559, 086, 389, 490	8, 401, 682, 959	101. 5
差引	9, 635, 391, 339	15, 062, 472, 567	5, 427, 081, 228	156. 3

#### 〇 本県の財政状況

一般会計等が将来負担すべき債務の水準を図る指標である将来負担比率は188.7%と、前年度に比べ6.6ポイント下回り、財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率も94.0%と、前年度に比べ0.4ポイント下回り、改善している。

しかしながら、頻発した豪雨災害への対応などにより実質的な県債残高が増加傾向にあり、公債費が高止まりしていることや、社会保障関係費の増加などより、本県の財政は依然として厳しい状況が続いており、少子高齢化や人口減少の進展に伴う社会構造の変化や、物価や金利の上昇などに伴う経済環境の変化などにより、今後の財政環境は、一層厳しさを増していくことが見込まれる。

#### 〇 総括意見

今後とも、将来負担額の縮減に努めるとともに、県民に対する事業成果等の説明責任に留意しつ、次に掲げる事項について、継続的な点検と一層の改善を求める。

#### 3 留意改善を要する事項

## (1) 県勢発展に必要な施策を安定して推進できる財政運営 (意見書 P5~6)

本県では、県勢発展に必要な施策を安定して推進できる、しなやかな財政運営を行っていくため、「中期財政運営方針」に基づき、経営資源の最適配分に向けた取組や県税の徴収強化の取組等を進めている。

県債全体の残高は、令和6年度末で2兆4,093億円余となり、前年度に比べ522億円余減少しているものの、実質的な県債残高は、令和6年度末で1兆2,323億円余となり、前年度に比べ30億円余増加している。

今後の財政環境は、一層厳しさを増していくことが見込まれることから、県勢発展に必要な施策を安定して推進していくため、「中期財政運営方針」に掲げる取組を着実に実施し、将来負担比率の抑制に努める必要がある。

なお、臨時財政対策債の償還財源は、後年度の地方交付税に反映される仕組みではあるが、国の財政状況が厳しい中、将来にわたり交付税措置が確実に行われるか懸念されることから、償還財源の確保と、臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度の確立に向けた、法定率の引き上げを含めた地方交付税制度の抜本的な見直しについて、引き続き国に対し要望していく必要がある。

## (2) 収入未済の早期解消と不納欠損の適正処分 (意見書 P6~9)

#### ア 収入未済額の縮減と新規滞納の発生防止

一般会計及び特別会計の収入未済額は、56億1,244万円余で、滞納整理の促進や滞納発生の未然防止などの取組を着実に実施した結果、前年度に比べ9,621万円余、1.7%の減となっている。

引き続き収入未済の発生を抑制する取組を着実に進めるとともに、発生した収入未済については、債権の特性に応じた取組を効果的に進めていく必要がある。

## (ア) 県税

県税の収入未済額は、37億9,106万円余(滞納処分停止中の1億3,079万円余及び徴収 猶予中の10億2,742万円余を含む。)で、前年度に比べ5,928万円余、1.6%増加し、収入 率は98.8%と、前年度に比べ0.1ポイント上昇している。

引き続き、積極的な徴収に努め、収入未済の早期解消に努めていく必要がある。

#### (イ) 県税以外

① 税外債権の収入未済額の縮減・整理については、令和3年度から令和7年度までの5年間の中期(縮減)目標を設定し、広島県債権管理会議における取組方針に基づき、組織的債権管理や滞納債権発生防止など、債権の適正管理や債権管理の高度化・効率化に向けた取組を推進している。

令和3年度から令和7年度までの5年間で2億円を縮減するという中期目標は達成したものの、収入未済の更なる縮減に向けて、組織的な取組を引き続き進めていく必要がある。

- ② 県税並びに県税に係る確定延滞金等を除く一般会計の収入未済額は、4億5,971万円余で、前年度に比べ1億298万円余の減となっているが、依然として多額であるため、本庁と地方機関が一体となり、収入未済の解消に向けて努めていく必要がある。
- ③ 特別会計の収入未済額は、12億766万円余で、前年度に比べ1億4,296万円余の減となっているが、依然として多額であることから、各債権管理マニュアル等に基づき、適正な債権管理に努めるとともに、収入未済の解消に向けて努めていく必要がある。

【収入未済額の状況】 (単位:円、%)

区分	令和5年度	令和6年度	増減額	対前年度比
一般会計	4, 358, 032, 939	4, 404, 783, 375	46, 750, 436	101.1%
特別会計	1, 350, 630, 704	1, 207, 666, 156	△142, 964, 548	89.4%
計	5, 708, 663, 643	5, 612, 449, 531	△96, 214, 112	98.3%

## イ 不納欠損の適正処分

一般会計及び特別会計の不納欠損額は、5億2,913万円余で、前年度に比べ6,845万円余の 増となっている。

不納欠損処分は、債権を消滅させるものであるため、債務者の所在や資産等の状況を十分調査するとともに、時効更新の措置を講じるなど、適切な債権管理を行ったうえで慎重に判断する必要がある一方、可能な措置を講じてもなお回収が見込めない債権の管理を継続することは、事務の効率性を損なうものでもあることから、県民に対して説明責任が果たせるよう、債権の特性に応じて債権管理状況等を十分検証するとともに、適法性や公平性を確保したうえで、適正に行う必要がある。

#### (3) 財務に関する適正な事務処理の徹底 (意見書 P10)

本県では、「広島県の内部統制に関する方針」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っている。令和6年度の定例監査において、財務事務に関して、不適正な事務処理を指摘しているところであり、また、内部統制の取組を評価した「令和6年度広島県内部統制評価報告書」においても、不適正な事務処理が把握されている。

内部統制制度の導入以降、制度の定着が図られてきた一方で、前年度に続き、把握された多数の不備において組織的なチェック機能の欠如という共通要因が認められたことが報告されていることから、不適正な事務処理に係る有効な再発防止策を全庁で確実に実施することにより、適正な事務処理の徹底を図る必要がある。

## (4) ファシリティマネジメントの推進 (意見書 P10~11)

## ア 公共施設等の適切な維持管理

本県では、令和3年11月に、「広島県公共施設等マネジメント方策」を全部改定し、県有資産のマネジメントに取り組んでいる。

最少の経費で最大の効果が得られるよう、引き続き、計画的な保全実施による施設の長寿命 化や維持管理コストの縮減、施設総量の最適化などに向け具体的に取り組む必要がある。

また、県有施設の安全管理については、「県有施設安全確保ガイドライン」に基づく安全点検等を実施し、適宜、県有施設の改修等を進めてきたところである。

将来にわたり、県民の望む施設が安全に利用できるよう、今後とも利用者ニーズの把握や施設コンセプトの見直しを行いながら、県有施設の安全対策の向上に向けて、引き続き全庁的に取り組む必要がある。

#### イ 県有資産の活用等

本県ではこれまで、利用見込のない資産の売却や貸付など積極的な取組を進めてきたところである。今後とも、未利用・低利用資産の有効活用を図る取組を加速させ、県有資産の利活用の推進に向け、全庁的に取り組む必要がある。

なお、職員宿舎については、施設総量の最適化に向けて様々な取組が進められてきているが、 入居率は低下傾向にあることから、今後のあり方について検討を進め、個別施設計画を策定する必要がある。

## (5) 地方公会計制度への対応 (意見書 P11)

地方公会計制度への対応については、国の要請を受け、平成28年度決算から統一的な基準による県全体の財務書類を作成・公表している。

統一的な基準による財務書類は、団体間比較を可能とするだけではなく、予算編成や公共施設マネジメントなどに幅広く活用できるものであることから、令和7年3月に改訂された「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に沿って、適正な財務書類を作成し、詳しく分かりやすい財務情報の提供に努めるとともに、行政改革の更なる推進を図るため活用していく必要がある。

## 令和6年度広島県基金運用状況審査意見書(概要)

## 1 審査の対象 (意見書 P59)

広島県市町振興基金

#### 2 審査の趣旨

広島県市町振興基金の運用状況の審査に当たっては、運用に関する計数は正確であるか、基金の 設置目的に応じて確実かつ効率的に運用されているか、などの点に主眼をおき、広島県監査委員監 査基準に準拠して実施した。

## 3 審査の実施内容

知事から提出された運用状況報告書の計数を点検し、関係諸帳簿及び証拠書類等との照合確認 を行うとともに、関係当局の説明を聴取し、既に実施した監査、検査の結果も参考にして慎重に 行った。

## 4 審査の結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、審査に付された運用状況報告書は、その計数 が正確であると認められた。

#### 5 運用の状況 (意見書 P60)

基金の状況は次表のとおりであり、令和6年度中の現金の異動は、増加は運用益によるもの、減少は市町振興を図る事業に係る財源の取り崩しによるものである。

なお、当基金については、令和7年度から積立基金に変更されている。

(単位:円)

Þ	₹ :	分	令和5年度末 現 在 高	令和6年度中の異動の状況		令和6年度末	(参考) 令和7年5月末 出納整理後差引高
			現在高	増	減	現在高	出納整理後差引高
現		金	4, 331, 732, 070	651, 432	688, 011, 635	3, 644, 371, 867	2, 649, 762, 277
貸	付	金	0	0	0	0	_
	計		4, 331, 732, 070	651, 432	688, 011, 635	3, 644, 371, 867	2, 649, 762, 277

注 参考欄は、令和6年度末現在高に、令和6年度一般会計の令和7年4月・5月(出納整理期間)中の執行に係る増減を反映した記載をしている。

## 令和6年度広島県公営企業決算審査意見書(概要)

## 1 審査の対象 (意見書 P1)

広島県病院事業会計 広島県土地造成事業会計 広島県流域下水道事業会計

#### 2 審査の趣旨

公営企業決算の審査に当たっては、決算その他関係書類が法令等に適合し、かつ計数は正確であるか、事業の運営が地方公営企業法第3条(経営の基本原則)の趣旨に従って行われたか、それぞれの事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、などの点に主眼をおき、広島県監査委員監査基準に準拠して実施した。

## 3 審査の実施内容

知事から提出された決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳簿及び証拠書類等との照合 確認を行うとともに、関係当局の説明を聴取し、既に実施した監査、検査の結果も参考にして慎重 に行った。

#### 4 審査の結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、審査に付された3事業会計の決算書及び附属書類は、法令等に適合し、いずれもその計数が正確で、経営成績及び財政状態は適正に表示されていた。

また、事業の運営については、一部改善を要する事項があったものの、経営の基本原則の趣旨に 従って行われており、おおむね適正と認められた。

## 事業会計別

## <1> 広島県病院事業会計 (意見書 P3)

## 1 決算の概要

(単位:円)

区 分	令和5年度	令和6年度	増減額
総収益	27, 115, 580, 238	28, 095, 630, 373	980, 050, 135
総費用	28, 506, 244, 985	29, 531, 681, 319	1, 025, 436, 334
純利益 (純損失)	△1, 390, 664, 747	△1, 436, 050, 946	△45, 386, 199

令和6年度の純損失は、前年度に比べ増加しており、この主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金の廃止により、医業外収益が減少し、経常利益が減少したことによるものである。

## 2 審査意見

病院事業は、令和7年4月に地方独立行政法人広島県立病院機構に引き継がれたところである。

広島県立病院機構においては、県の医療政策として必要とされる医療を提供するとともに、中 山間地域を含む県全域の地域医療の充実に貢献することによって県内の医療水準の向上を図り、 県民の健康の確保及び増進に取り組んでいただきたい。

広島県においては、令和12年度に開院予定の新病院が、高度医療・人材育成拠点としての役割を安定的、継続的に果たすことができるよう、広島県立病院機構と一体となって取組を進めていく必要がある。

## <2> 広島県土地造成事業会計 (意見書 P25~28)

## 1 決算の概要

(単位:円)

区 分	令和5年度	令和6年度	増減額
総収益	5, 934, 245, 097	68, 540, 462	△5, 865, 704, 635
総費用	4, 140, 139, 436	190, 205, 955	△3, 949, 933, 481
純利益 (純損失)	1, 794, 105, 661	△121, 665, 493	△1, 915, 771, 154

令和6年度は純利益から純損失に転じており、この主な要因は、土地売却収益の皆減により、 営業利益が減少したことによるものである。

## 2 審査意見

土地造成事業会計における今後の資金収支見通し(令和7年2月)によれば、分譲収入を未確定のものとして計上しない場合、入野地区の事業化に伴う土地造成費などにより、企業債の最終償還年度である令和21年度末時点における累積資金不足額は約159億円となる見込みとなっている。

資金不足に対応するため、一般会計からの繰入や基金への積立が行われているが、県民 負担を最小にするため、次の点について重点的に取り組む必要がある。

## (1) 未分譲地の早期分譲

当年度の土地分譲はなかったものの、令和7年5月に大朝工業団地で4,232.64 m<sup>2</sup>の分譲があった。

引き続き、未分譲地の分譲促進に向けて、関係市町と連携して、企業ニーズに対応した誘致 活動を行い、より一層早期分譲に努めること。

### (2) 未着手用地の活用策の検討

未着手用地については、一部において、利活用が図られているほか、入野地区の事業 化を決定したところである。

今後も、立地条件等の分析を詳細に行うとともに、未着手用地の保有及び管理に係る 経費負担などの経済性・効率性の観点からも十分に検討を行い、関係市町と積極的に連携・調整を図り、土地の特性に見合った利活用や将来の事業化の可能性について、速や かに方針を決定し、対応を進めること。

また、事業化に当たっては、社会経済情勢や県の厳しい財政状況を踏まえ、企業ニーズをより的確に把握するとともに、事業推進の判断基準となるリスクを適切に評価し、 今後の方針を検討すること。

#### (3) 長期未収債権の回収

債務者の経営状況等に応じ一定の回収は進められているが、未収債権額は依然多額である ことから、引き続き債務者の経営状況を把握し協議を行うなど、速やかな回収に努めること。

## <3> 広島県流域下水道事業会計 (意見書 P47~52)

#### 1 決算の概要

(単位:円)

区 分	令和5年度	令和6年度	増減額
総収益	9, 119, 244, 616	9, 099, 510, 752	△19, 733, 864
総費用	9, 062, 006, 754	9, 026, 154, 551	△35, 852, 203
純利益	57, 237, 862	73, 356, 201	16, 118, 339

令和6年度の純利益は、前年度に比べ増加しており、この主な要因は、減価償却費の過年度修正に伴い、長期前受金戻入に係る過年度損益修正益が計上され、特別利益が増加したことによるものである。

#### 2 審査意見

将来にわたって安定的に事業を継続していくため、今後の処理水量の減少による処理施設稼働率の低下、汚水処理施設の老朽化の進行などの課題に対応し、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全に向けて、一層効率的な企業経営の実現が図られるよう、次の点について重点的に取り組む必要がある。

## (1) 広島県汚水適正処理構想に基づく取組の推進

広域的かつ長期的な観点から、県全体の適正な汚水処理の方向性を整理した「広島県汚水適 正処理構想」の目標達成に向けて、引き続き、流域関連市町等と調整を図りながら、流域下水 道事業として果たすべき役割を着実に実施すること。

#### (2) 広島県下水道事業広域化・共同化計画の推進

「広島県下水道事業広域化・共同化計画」に基づき、持続可能な事業運営の確保に向け、県内市町等と十分な協議・調整を行いながら、施設の広域化や維持管理の共同化、危機管理の共同化などの具体的な取組を進めていくこと。

流域下水道事業の管理運営については見直しが検討されているところであるが、流域下水道事業は高い公共性・公益性を有する事業であることから、管理運営の見直しに当たっては、コスト縮減や業務効率化に加え、県によるガバナンスの確保及び技術力の維持並びに管理運営に携わる事業者選定の公正性の観点に留意すること。

#### (3) 施設規模の最適化

流域下水道事業の維持管理費用は、受益者負担の原則に基づき、流域関連市町の負担により 賄われており、今後、維持管理費用や更新投資の増加によって、汚水処理原価が上昇し、流域 関連市町の負担も増加することが見込まれる。

このため、受益者である流域関連市町等と連携・協力し、汚水処理原価の上昇抑制が図られるよう、「広島県流域下水道事業経営実行プラン」を踏まえつつ、次の点に留意して、施設規模の最適化に向けた取組を着実に推進すること。

- 施設・設備更新については、ストックマネジメント(資産管理)の確実な実践により、劣化の状況等を確認し、安全性が確保される場合は更新時期を見直すなど、ライフサイクルコストの最適化を図ること。
- 公共下水道施設等から流域下水道への接続が経済的で効率的な区域については、積極的に接続を推進し、施設利用率の向上を図るとともに、汚水処理水量を踏まえた施設のダウンサイジング(廃止・統廃合)などによる施設規模の最適化を図ること。

#### (4) 自然災害対策等の推進と危機管理体制の強化

近年の地震・津波被害や平成30年7月豪雨災害における洪水被害などを教訓に、今後起こり得る大規模な地震・豪雨等の自然災害や事故等による被害を最小限に抑えるため、引き続き、広島県下水道公社と連携した危機管理体制について、適宜必要な見直しを行い、流域関連市町等との情報共有や協力体制の構築を進めるとともに、「社会資本総合整備計画」や「広島県汚水適正処理構想」に基づく流域下水道施設の防災・減災対策の取組を着実に実施すること。

また、地震対策については、「広島県流域下水道事業経営実行プラン」や「広島県上下水道 耐震化計画(流域下水道)」に基づき、着実に実施すること。

## (5) 資源・エネルギーの利活用の促進

引き続き、下水道バイオマス(消化ガス、下水汚泥)を活用した温室効果ガスの排出抑制に 取り組むとともに、エネルギーコストの縮減に向けたネット・ゼロカーボンの取組を更に推進 していくこと。

また、各浄化センターの未利用地の利活用について具体的な取組を進めること。

## (6) 道路陥没事故を踏まえた下水道管路の全国特別重点調査の実施

国の要請に基づく下水道管路の全国特別重点調査に当たっては、安全性確保に最大限留意しながら、確実に作業を行い、調査で異常を把握した場合には、速やかに適切な対策を検討・実施すること。

## 令和6年度健全化判断比率審査意見書(概要)

## 1 審査の対象 (意見書 P1)

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」 という。)

## 2 審査の趣旨

健全化判断比率の審査に当たっては、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に従って適正に作成されているか、などの点に主眼を置き、広島県監査委員監査基準に準拠して実施した。

## 3 審査の実施内容

知事から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数を点検し、関係諸帳簿及び証拠書類等との照合確認を行うとともに、関係当局から説明を聴取するなどの方法により慎重に行った。

## 4 審査の結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、審査に付された健全化判断比率及びその算定の 基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等の趣旨に従って適正に作成されているものと 認められた。

#### 5 健全化判断比率の状況 (意見書 P2)

区 分	令和6年度	前年度
実質赤字比率	— %	— %
連結実質赤字比率	— %	— %
実質公債費比率	14. 8%	14. 4%
将来負担比率	188. 7%	195. 3%

早期健全化基準	財政再生基準
3. 75%	5.0 %
8. 75%	15.0 %
25.0 %	35.0 %
400.0 %	

## 令和6年度資金不足比率審査意見書(概要)

## 1 審査の対象 (意見書 P3)

病院事業会計、土地造成事業会計、流域下水道事業会計及び港湾特別整備事業費特別会計の資金不足比率

## 2 審査の趣旨

資金不足比率の審査に当たっては、各公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に従って適正に作成されているか、などの点に主眼を置き、広島県監査委員監査基準に準拠して実施した。

## 3 審査の実施内容

知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数を点検 し、関係諸帳簿及び証拠書類等との照合確認を行うとともに、関係当局から説明を聴取するなどの 方法により慎重に行った。

#### 4 審査の結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、審査に付された各公営企業の資金不足比率及び その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等の趣旨に従って適正に作成されて いるものと認められた。

#### 5 資金不足比率の状況 (意見書 P4)

区 分	令和6年度	前年度
病院事業会計	— %	— %
土地造成事業会計	— %	— %
流域下水道事業会計	— %	— %
港湾特別整備事業費特別会計	— %	— %

経営健全化基準	
20.0 %	
20.0 %	
20.0 %	
20.0 %	

## 健全化判断比率及び資金不足比率の対象範囲

